

特定非営利活動法人大阪シニア自然カレッジ

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、大阪シニア自然カレッジという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を河内長野市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、一般勤労者が定年退職後も生き甲斐を持って老後を送れる様、各種講座を開催するとともに、自然環境保全のための、啓発活動、調査活動、並びに保全活動等を行うことで社会環境の健全な発展に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、特定非営利活動促進法（以下「法」という）

第2条別表

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② 環境の保全を図る活動
- ③ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ④ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①シニア層に対する生涯教育事業
- ②自然観察活動のリーダー育成事業
- ③自然環境保全の啓発事業
- ④自然環境に対する調査・発表事業
- ⑤自然観察技能をもった人材の派遣事業
- ⑥子供と自然のふれあい活動事業
- ⑦その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法における社員とする。

- ① 正会員
この法人の趣旨に賛同して入会した個人又は団体。
- ② 賛助会員
この法人の趣旨に賛同して、会の維持を援助する個人又は団体。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出して入会を申請しなければならず、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
代表理事は、正会員の申込については、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事会の承認を経た上でその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次条により除名された場合の他、次の事由により資格を喪失する。

①会員である団体の消滅又は個人の死亡。

②正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い意思がないと認定した者。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会で正会員総数の4分の3以上の議決に基づき除名することができる。

① この定款に違反したとき。

② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。

③ この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

①理事 3名以上

②監事 1名以上 2名以内

(役員の選任)

第12条 役員は、総会において正会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

①代表理事 1名

②副代表理事 1名以上3名以内

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② この法人の財産の状況を監査すること。

③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べること。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前 2 号の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければ ならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づいて解任することができる。

①心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

②職務上の義務違反があると認められるとき。

③その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。

3 第 2 項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 4 章 総会

(総会の構成)

第 19 条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

①定款の変更

②解散

③合併

④事業報告及び活動決算の承認

⑤役員の選任及び解任

⑥会費の額

⑦理事会において重要であると認め付議された事項

⑧その他運営に関する重要な事項

2 代表理事は、以下の事項について総会に報告する。

①事業計画及び活動予算

②理事会において報告が必要と認められた事項

(総会の開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

①理事会が必要と認めたとき。

②正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

③第 14 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、監事が招集したとき。

(総会の招集)

- 第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第 23 条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事がこれにあたる。

(総会の定足数)

- 第 24 条 総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第 25 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会における表決権等)

- 第 26 条 正会員の表決権は、1 人又は 1 団体につき、1 単位とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の場合における第 24 条、第 25 条第 1 項、第 27 条第 1 項第 3 号及び第 35 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

- 第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- ①日時及び場所
 - ②正会員の現在数
 - ③出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者についてはその数を付記すること。）
 - ④審議事項及び議決事項
 - ⑤議事の経過の概要及びその結果
 - ⑥議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

- 第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - ①総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - ②総会に付議すべき事項。
 - ③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第 29 条 理事会は、代表理事が必要と認めたときに代表理事が招集する。

- 2 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、代表理事は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 代表理事が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の 5 日前までに、理事に対し、文書をもって通知しなければならない。但し、全理事の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

第 30 条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事又は代表理事が指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人 1 名が署名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①財産目録に記載された財産
- ②寄付金品および助成金
- ③会費
- ④事業に伴う収入
- ⑤財産から生ずる収入
- ⑥その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画活動予算及び決算)

第 33 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で決定する。又、これを変更する場合も同様とする。

- 2 活動決算は事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款を変更するときは、総会において正会員総数の過半数が出席し、その正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第36条 この法人は、法第31条第1項の規定による場合に解散する。この場合、総会の決議によるときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決議したものに譲渡するものとする。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことが出来る。
- 3 職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第39条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は毎事業年度初めの3か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。
 - ①前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
 - ②役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらのものについての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
 - ③前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び住所または居所を記載した書面

(閲覧)

第40条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 雜則

(公告)

第41条 この法人の公告は官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人に必要な事項は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 6 月 30 日までとする。

1 代表理事	新谷 俊人
2 副代表理事	福居 和三
3 理事	大屋 洋
4 監事	三橋 功
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員	会費年額	1, 000 円
②賛助会員	会費年額	20, 000 円